

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年 5月 1日～ 2031年 4月 30日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率50%以上

女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率80%以上

<対策>

- 2026年 5月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 2027年 5月～ 育児と仕事の両立を目指す社員に対するメンター制度、キャリア相談（希望者）等の支援制度を整える

目標2：全社員の時間外・休日労働時間の計画期間内の平均を毎月30時間未満とする。

<対策>

- 2026年 9月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年1回実施
- 2026年 9月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施
- 2027年 9月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標3：小学校就学前の子を持つ社員を対象とする短時間勤務制度の対象を小学生の子を持つ社員にまで拡大する。

<対策>

- 2027年 8月～ 制度導入
社内報や説明会による社員への短時間勤務制度の周知

目標4：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供や技術研修制度を設け、若年者採用機会の確保と職業訓練の推進を行う

<対策>

- 2026年 5月～ インターンシップトライアル募集、受け入れ
- 2026年 8月～ イントラネットによる社内交流、SNS等で社外へ情報を発信
- 2027年 1月～ 受け入れ者と社員のアンケート調査、次回受け入れに向けての検証・改善